

## 公益社団法人新潟県看護協会 倫理審査委員会規則

### (目的)

第1条 公益社団法人新潟県看護協会（以下「本会」という。）の会員が行う看護研究のうち、「看護研究における倫理指針」（日本看護協会 2004）についての適合審査を目的として、公益財団法人新潟県看護協会倫理規程第9条にもとづき公益社団法人新潟県看護協会倫理審査委員会を設置する。

### (審査の対象)

第2条 次に該当する場合を審査対象とする。

- 1) 本会の名称を用いて行う看護研究で、学会等に発表あるいは学会誌等に投稿予定である場合
- 2) 会員の所属する施設等に研究倫理審査委員会がない場合、あるいは看護研究を扱っていない場合で、会員が研究メンバーの一員である研究

### (審査委員会の責務)

第3条 委員会は審査を行うに当たっては、次の点に留意しなければならない。

- 1) 研究の対象となる個人に理解を求め、了解をとる方法
- 2) 研究の対象となる個人の人権の保護及び安全の確保
- 3) 研究によって生じるリスクと科学的な成果の総合的判断

### (組織)

第4条 倫理審査委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 1) 会長 1名
  - 2) 理事 4名
  - 3) 学識経験者 1名
- 2.前号の委員は、会長が委嘱する。
- 3.前号の委員の任期は2年とし、再任を防げない。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4.倫理審査委員会に委員長を置き、委員長は会長とする。
- 5.委員長は倫理審査委員会を招集し、会議の議長となる。
- 6.委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 7.必要に応じ、事案に精通する有識者を加えることができる。
- 8.委員会の議事要旨は、委員長が指名した理事が作成する。

### (審査区分)

第5条 審査は、通常審査と迅速審査の2通りとする。

2.迅速審査とは、文献や既に匿名化されたデータを使用する研究や、無記名自記式質問紙調査のように研究協力における対象者への直接的リスクが極めて軽微であり、対象者の研究協力における自由意思および匿名性が確保されていることが明白である研究計画書について行う審査をいう。

### (運営)

第6条 倫理審査委員会は、審査対象となる研究計画に関する委員を除く委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

ただし、迅速審査については委員長が指名する複数の委員により委員会を設けることができる。

2.審査対象となる研究計画に係る委員は、その審査に関与できない。ただし、倫理審査委員会の求めに応じて出席し、説明することができる。

3.倫理審査委員会実施要領、委員の氏名、委員の構成及び議事要旨は公開のものとする。

ただし、議事要旨のうち研究対象者の人権、研究の独立性又は知的財産の保護のため非公開とすることが必要な部分については、この限りでない。

(委員以外の出席)

第7条 倫理審査委員会が必要と認めるときは、委員長は倫理審査委員会へ委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(事務)

第8条 倫理審査委員会に関する事務は、事務局において処理する。

付 則

- 1.この規則は、平成22年6月1日から施行する。
- 2.この規則に定めるもののほか、必要な事項は本会が別に定める。

改 正 平成25年4月1日

改 正 平成26年8月1日

改 正 令和4年8月1日

## 公益社団法人新潟県看護協会 倫理審査委員会実施要領

(目的)

第 1 条 公益社団法人新潟県看護協会倫理審査委員会（以下「倫理審査委員会」という。）を円滑に運営することを目的として、本実施要領を定める。

(研究計画の提出)

第 2 条 公益社団法人新潟県看護協会の名称を用いて研究等を行う場合は、事前に会長宛に申請書と研究計画書ならびに研究同意書を提出しなければならない。

(審査結果の通知)

第 3 条 倫理審査委員会における審査結果は「決定通知書」により通知する。

付 則

この実施要項は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

改 正 平成 25 年 4 月 1 日

改 正 令和 4 年 8 月 1 日